

# 第四次地域管理経営計画書（案）

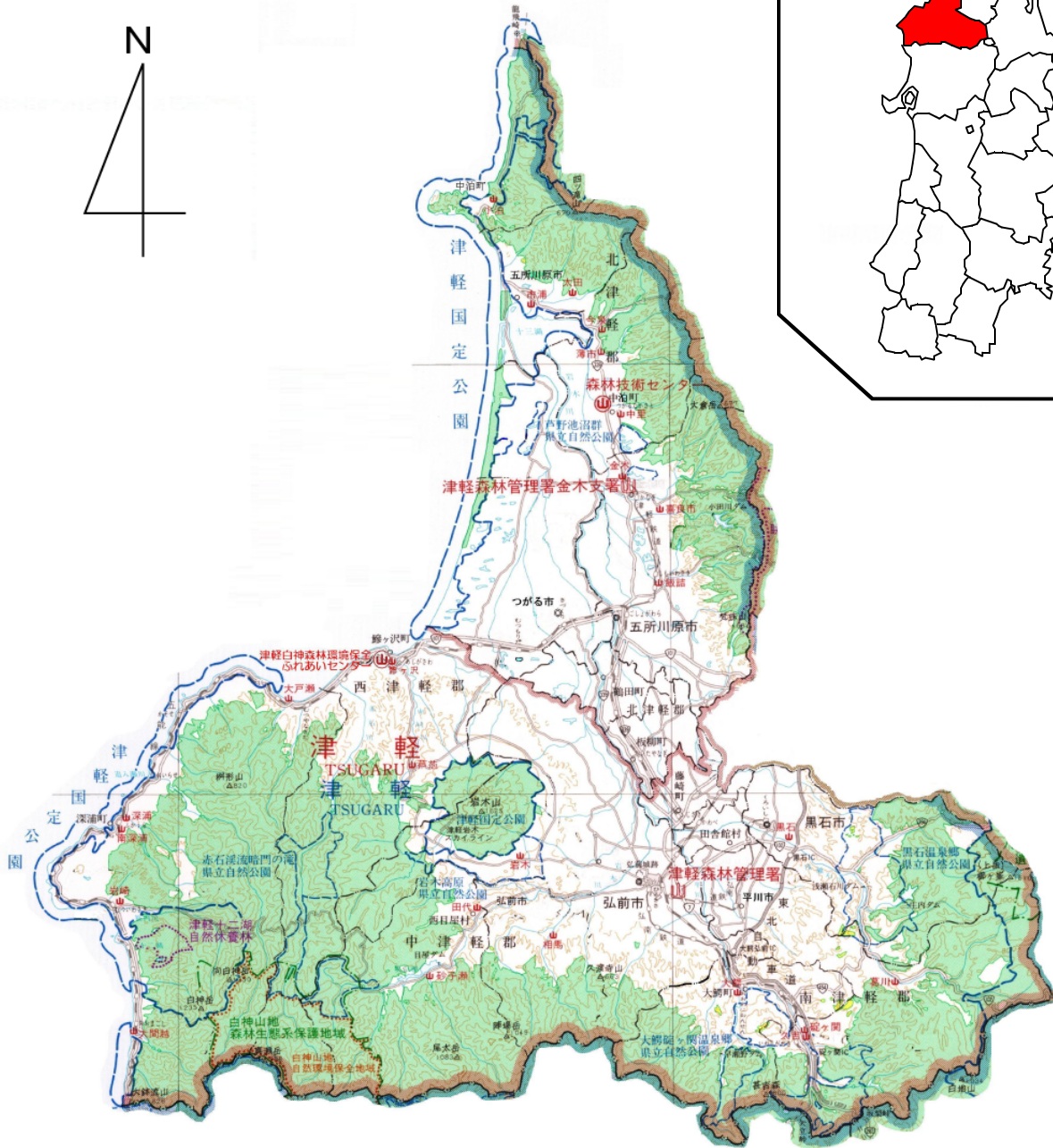
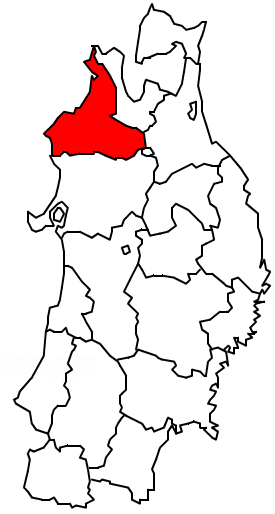
## （津軽森林計画区）



計画期間 { 自 平成24年4月 1日  
至 平成29年3月31日 }

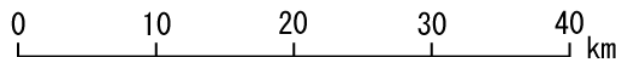
東北森林管理局

この地域管理経営計画は、国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第6条の規定に基づき、東北森林管理局長が定める平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間の計画期間とする津軽森林計画区に係る国有林野の管理経営に関する計画である。

# 津軽森林計画区的位置図



	国有林野
	官行造林



## 目 次

はじめに .....	1
<b>I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項</b>	
1 国有林野の管理経営の基本方針 .....	2
(1) 計画区の概況 .....	2
(2) 国有林野の管理経営の現況・評価 .....	2
① 計画区内の国有林野の現況	
② 主要事業の実績	
ア 伐採量	
イ 更新量	
ウ 保育量	
エ 林道の開設及び改良	
オ 保護林・緑の回廊	
(3) 持続可能な森林経営の実施方向 .....	6
① 生物多様性の保全	
② 森林生態系の生産力の維持	
③ 森林生態系の健全性と活力の維持	
④ 土壌及び水資源の保全と維持等	
⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持	
⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進	
⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組	
(4) 政策課題への対応 .....	8
2 機能類型に応じた管理経営に関する事項 .....	9
(1) 機能類型ごとの管理経営の方向 .....	9
① 水土保全林における管理経営の指針とその他水土保全林に関する事項	
ア 国土保全タイプ	
イ 水源涵養タイプ	
② 森林と人との共生林における管理経営の指針と その他森林と人との共生林に関する事項	
ア 自然維持タイプ	
イ 森林空間利用タイプ	
③ 資源の循環利用林における管理経営の指針と その他資源の循環利用林に関する事項	
(2) 地域ごとの機能類型の方向 .....	12
ア 相内・太田地区（金木 501～560、638、639 林班）	
イ 小泊・磯松地区（金木 561～636、775～783 林班）	
ウ 喜良市地区（金木 1～67、69、71～95 林班）	
エ 飯詰地区（金木 101～118、120～153 林班）	
オ 中里地区（金木 201～238 林班）	
カ 薄市地区（金木 301～305、307～312、314～320、322～342 林班）	
キ 今泉地区（金木 343～371 林班）	

ク	屏風山地区（金木 402～448 林班）	
ケ	赤石地区（津軽 2001～2028、2030～2042、2045～2061、2065～2073 林班）	
コ	奥赤石地区（津軽 2043～2044、2062～2064、2084～2090 林班）	
サ	岩木山西麓地区（津軽 2074～2079 林班）	
シ	追良瀬地区（津軽 3001～3049、3114、3119 林班）	
ス	奥追良瀬地区（津軽 3111～3113、3115～3118、3120～3122 林班）	
セ	深浦地区（津軽 3050～3063 林班）	
ソ	笹内地区（津軽 3064～3079、3109～3110 林班）	
タ	松神・大間越地区（津軽 3080～3107 林班）	
チ	中村川地区（津軽 1～24 林班）	
ツ	岩木山東麓地区（津軽 25～46 林班）	
テ	岩木川地区（津軽 101～150、158～164、175～203、341～407 林班）	
ト	暗門地区（津軽 151～157、165～174 林班）	
ナ	一野渡地区（津軽 309～337 林班）	
ニ	大鱒地区（津軽 502～598 林班）	
ヌ	碓ヶ関地区（津軽 701～802 林班）	
ネ	板留・大川原地区（津軽 1001～1009、1012～1047 林班）	
ノ	葛川・善光寺平地区（津軽 1048～1073、1075～1084 林班）	
ハ	切明・大木平地区（津軽 1085～1117 林班）	
3	流域管理システムの推進に必要な事項	1 8
	① 流域ニーズの的確な把握	
	② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供	
	③ 民有林・国有林一体となった取組	
	④ 林業事業体の育成	
	⑤ 下流域との連携	
4	主要事業の実施に関する事項	2 0
	① 伐採総量	
	② 更新総量	
	③ 保育総量	
	④ 林道の開設及び改良の総量	
5	その他必要な事項	2 1
	① 温暖化防止対策の推進	
	② 生物多様性の保全	

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

1	巡視に関する事項	2 2
	（1）白神山地森林生態系保護地域の森林保全管理	2 2
	（2）山火事防止等の森林保全巡視	2 2
	（3）境界の保全管理	2 2
2	森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項	2 2
3	特に保護を図るべき森林に関する事項	2 3
	（1）保護林	2 3

(2) 緑の回廊	2 3
4 その他必要な事項	2 4
(1) 水辺の整備	2 4
(2) 希少な野生動植物の保護	2 4
(3) 野生動物との共生及び被害対策	2 4
(4) その他	2 4

### III 林産物の供給に関する事項

1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項	2 4
2 その他必要な事項	2 5

### IV 国有林野の活用に関する事項

1 国有林野の活用の推進方針	2 5
2 国有林野の活用の具体的手法	2 5
3 その他必要な事項	2 5

### V 国民の参加による森林の整備に関する事項

1 国民参加の森林に関する事項	2 5
2 分収林に関する事項	2 6
3 その他必要な事項	2 6
(1) 森林環境教育の推進	2 6
(2) 森林の整備・保全等への国民参加	2 7
(3) 地域住民や関係機関と連携した取組	2 8
(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進	2 8
(5) 双方向の情報受発信	2 8

### VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項	2 8
2 地域の振興に関する事項	2 8
3 その他必要な事項	2 8

別表 1～6	2 9～3 1
--------	---------

## はじめに

国有林野事業は、将来にわたってその使命を十全に果たしていくため、国有林野を名実ともに「国民の森林」とするとの基本的な考え方の下に、平成10年度から抜本的な改革を集中的に推進し、管理経営の方針を林産物の供給に重点を置いたものから公益的機能の維持増進を旨とするものに転換し、国有林野の適切かつ効率的な管理経営を進めてきた。

森林に対する国民の要請も国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等多様化してきており、特に地球温暖化の防止、生物多様性の保全については、国有林野事業への期待が大きくなっている。

こうしたことを踏まえ、今後は、引き続き適切かつ効率的な管理経営に向けた取組を進めるとともに、「国有林野の管理経営に関する基本計画」に従い、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

また、平成21年12月に策定された「森林・林業再生プラン」及び平成22年11月にとりまとめられた、森林・林業再生プランの推進のための具体的な施策の方向性である「森林・林業の再生に向けた改革の姿」の具体化を図るために、平成23年4月には、適正な森林施業の確保や森林計画制度の見直しを内容とする森林法の一部改正が行われた。このように、民有林施策において、あらゆる分野において見直しが行われている中であって、国有林野事業についても、①民有林との一体的な路網の整備、間伐の実施など共同した施業の推進、②民有林と連携した木材の安定供給体制の構築や、木材価格の急激な変動時における供給調整、③国有林野のフィールド等を活用したフォレスターなどの人材育成など、民有林との連携、民有林の経営に対する支援等の積極的な実施が強く求められており、その役割はきわめて重要である。

このため、平成23年7月に閣議決定された新たな森林・林業基本計画においては、国有林野については、「国民の森林」として国が責任を持って一体的に管理経営する必要があり、公益重視の管理経営を一層推進するとともに、組織・技術力・資源を活用して、林業技術の開発普及、人材育成をはじめとした民有林への指導やサポートなど我が国の森林・林業の再生に貢献することとされた。

本計画は、第三次地域管理経営計画の計画期間終了に伴い、国有林野の管理経営に関する法律第6条の規定に基づいて、東北森林管理局長があらかじめ国民の意見を聴いた上で、国有林野の管理経営に関する基本計画に即し、森林法で定める国有林の森林整備・保全に関する計画である国有林の地域別の森林計画と調和して、今後5年間の津軽森林計画区における国有林野の管理経営に関する基本的な事項を定めた第四次計画である。

津軽森林計画区における国有林野の今後の管理経営は、関係行政機関と連携を図りつつ、地域の理解と協力を得ながら、平成24年4月1日を始期として策定した本計画に基づき適切に行う。

## I 国有林野の管理経営に関する基本的な事項

### 1 国有林野の管理経営の基本方針

#### (1) 計画区の概況

本計画の対象は、青森県の北西部に位置する津軽森林計画区内の国有林野 1 5 9, 7 1 8 haである。

当計画区は、奥羽山脈の北端部の分水嶺から日本海に面した一帯、岩木山周辺、津軽半島の西側一帯及び屏風山地域の日本海沿岸地帯に大別される。

林況は、林地面積の 6 6 %がヒバやブナを主とする天然林、3 4 %がスギやカラマツを主とする人工林である。

当計画区内は、優れた自然環境を有する地域が多く、原始的なブナ天然林が大面積にわたって維持されている地域は「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「十和田八幡平国立公園」、「津軽国定公園」、「白神山地自然環境保全地域」、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」等に指定されている。これらの地域は、登山、湖沼・溪谷の散策等のほか、温泉やスキー場等の施設が整っているととともに、弘前市、五所川原市等の都市部から比較的近距离に位置することから、森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として四季を通じて多くの人々に利用されている。

また、豊かな森林資源を利用して従来より木材加工業が発達しているほか、キノコや山菜を利用した林産物加工業が地域の重要な産業となっている。

このような当計画区の特色を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等の面で多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮しつつ、開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

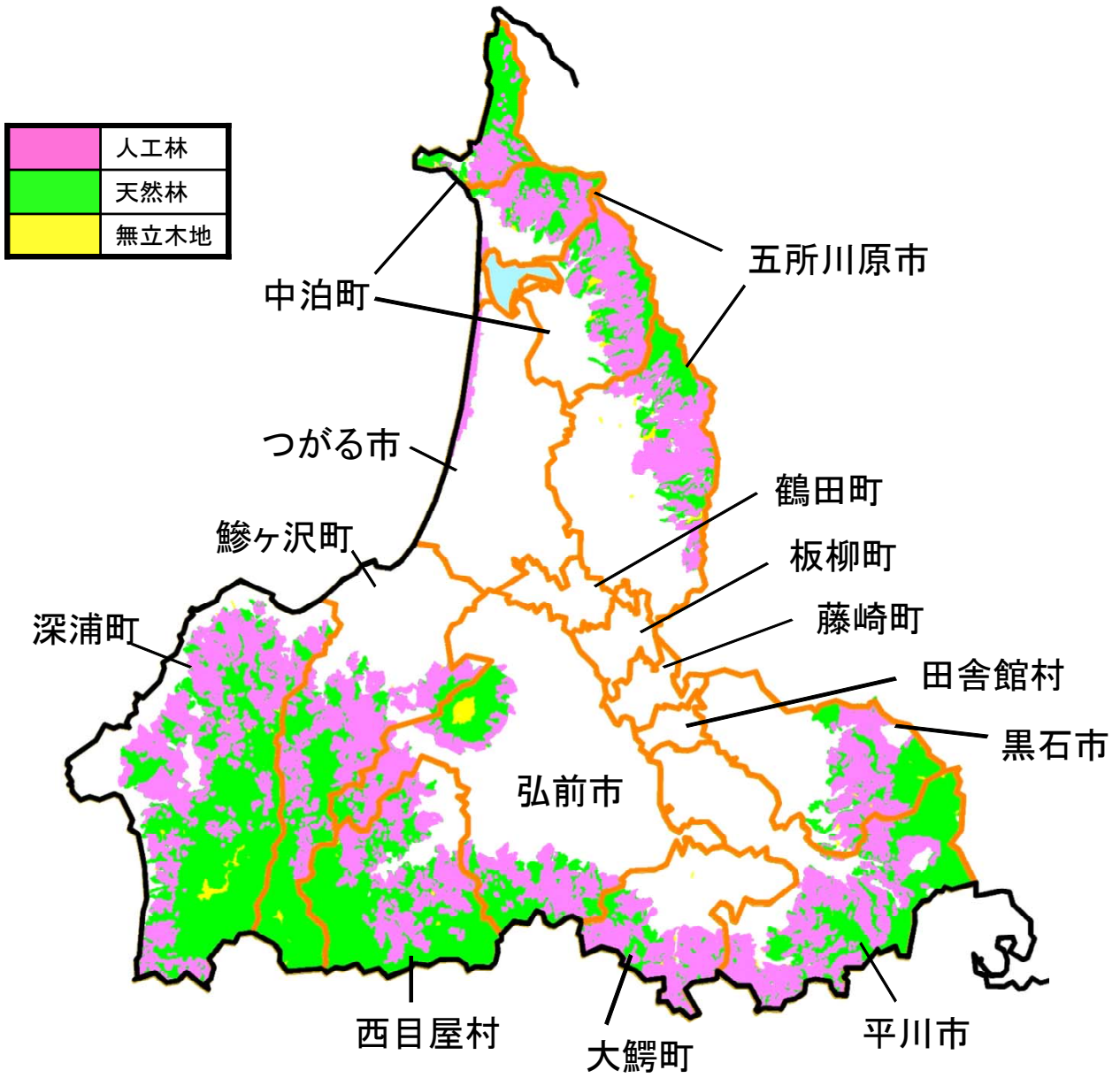
#### (2) 国有林野の管理経営の現況・評価

##### ① 計画区内の国有林野の現況

当計画区の森林の現況（平成 2 3 年 1 2 月時点）としては、人工林を中心とする育成林が 5 7, 2 0 6 ha（育成単層林 4 9, 0 6 9 ha、育成複層林 8, 1 3 7 ha）、天然生林が 9 3, 6 4 8 haとなっており、主な樹種としては針葉樹ではスギ 7, 0 2 1 千m<sup>3</sup>、ヒバ 2, 6 6 1 千m<sup>3</sup>、カラマツ 9 9 8 千m<sup>3</sup>、アカマツ 3 3 1 千m<sup>3</sup>、広葉樹ではブナ 6, 5 4 1 千m<sup>3</sup>、ナラ類 7 6 6 千m<sup>3</sup>となっている。また、林相別では、針葉樹林 5 5 千ha、針広混交林 1 6 千ha、広葉樹林 8 0 千haとなっている。

人工林の齢級構成では、間伐対象齢級である 4 齢級から 1 2 齢級が約 9 割と大半を占め、1 3 齢級以上の高齢級林分は約 1 割となっている。





図一 1 市町村別人工林、天然林別森林分布図

② 主要事業の実績

第三次計画（H19年度～H23年度）における当計画区での計画に対する実績は次のとおりとなっている。

ア 伐採量

主伐の伐採量については、薪炭共用林野の購入契約に至らなかったことから不実行箇所が増えたことや、分収造林の伐期延長などにより、計画を下回る実績となった。

間伐の伐採量については、地球温暖化対策に資するための間伐等の森林整備を積極的に推進したが、生長不良による実査量の減少や内面積実行などにより、計画を下回る実績となった。

（単位：材積 千m<sup>3</sup>）

	計画		実績	
	主伐	間伐	主伐	間伐
伐採量	331	659 (12,171ha)	286	566 (7,193ha)

注1) ( ) は間伐面積である。

注2) 伐採量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

イ 更新量

人工造林については、分収造林の伐期延長や計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、薪炭共用林野の購入契約に至らなかったことから更新面積が減少したことや、天然更新の完了を確認するまで一定の期間を設けることとしたため、計画を下回る実績となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	人工造林	天然更新	人工造林	天然更新
更新量	450	638	161	191

注1) 更新量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

ウ 保育量

下刈については、分収造林の伐期延長や計画期間の後半に実施した主伐の更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

つる切・除伐については、森林吸収源対策を推進するために、保育作業を積極的に実施した結果、計画を上回る実績となった。

（単位：面積ha）

	計画		実績	
	下刈	つる切・除伐	下刈	つる切・除伐
保育量	864	314	449	4,915

注1) 保育量の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。

#### エ 林道の開設及び改良

林道の開設については、林道以外の路網整備を推進し間伐等の森林整備を積極的に実施した結果、計画を下回る実績となった。

林道の改良については、当初見込まれていなかった災害への対応等により計画を上回る実績となった。

区分		計画	実績
開設	路線数	49	6
	延長量 (km)	48.8	9.8
改良	路線数	2	29
	延長量 (km)	0.06	8.1

注1) 林道の開設の実績の数値については、平成19～22年度分は実績数値、平成23年度分は見込み数値である。また、改良についても同様である。

#### オ 保護林・緑の回廊

保護林及び緑の回廊については、計画期間中の新たな設定及び廃止はない。

(単位：面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	箇所数	面積	箇所数	面積
保護林	11	13,939	11	13,939

(単位：延長 km、面積 ha)

	前計画期首		前計画期末	
	延長	面積	延長	面積
緑の回廊	54	9,026	54	9,026

### (3) 持続可能な森林経営の実施方向

国有林野の管理経営に当たっては、開かれた「国民の森林」の実現を図り、現世代とともに将来世代へ森林からの恵沢を伝えるため、機能類型区分や森林の適切な整備・保全等による持続可能な森林経営に取り組んでいく。

また、持続可能な森林経営については、日本はモンリオールプロセスに参画しておりこの中で国全体としての客観的に評価するための7基準(64指標)が示されている。

当計画区内の国有林野においては、この基準を参考として、次のような森林の取扱い方針に基づいて、各般の取組を推進している。

#### ① 生物多様性の保全

地域の特性に応じた多様な森林生態系を保全していくため、針広混交林等多様な林相の森林を整備及び保全していくとともに、貴重な野生動植物が生息・生育する森林について適切に保護するほか、施業を行う場合でも適切な配慮を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 人工林の複層林化及び針広混交林化等の多様な森林整備
- ・ 保護林及び緑の回廊の保全
- ・ 保護林におけるモニタリング調査の実施
- ・ 希少猛禽類が生息する区域における施業時期への配慮

#### ② 森林生態系の生産力の維持

森林としての成長力を維持し健全な森林を整備していくため、間伐等の適切な実施と伐採後の更新確保による健全な森林の整備とともに、公益的機能の発揮と両立した木材の生産を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 一定林齢に達した人工林の適切な間伐の推進
- ・ 主伐後の的確な更新のための現況確認及び適切な植栽
- ・ 計画的な伐採量の維持による持続可能な管理経営
- ・ 効率的な木材生産を可能とする路網の整備

#### ③ 森林生態系の健全性と活力の維持

外部環境から受ける影響から森林の劣化を防ぐため、森林病虫害や山火事等から森林を保全するとともに、被害を受けた森林の回復を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 白神山地森林生態系保護地域の適切な管理、保護
- ・ 山火事を防止するための巡視の実施
- ・ 松くい虫等森林病虫害の監視強化及び早期駆除

#### ④ 土壌及び水資源の保全と維持

降雨に伴う浸食等から森林を守るとともに、森林が育む水源の涵養のため、必要に応じ育成複層林施業や長伐期施業を推進するほか、山地災害により被害を受けた森林の整備復旧を行う。また、森林施業においても裸地化する期間の短縮や尾根筋や沢沿いでの森林の存置を行う。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 伐期の長期化により、長期的にみた裸地状態の面積の縮小
- ・ 尾根筋、沢沿い等における皆伐の回避
- ・ 伐採跡地の的確な更新の確保
- ・ 下層植生の発達を促すための間伐の推進
- ・ 治山事業の計画的な実施及び災害時における迅速な復旧対策の実施
- ・ 多様な根系の形成を促す複層林施業などの多様な森林づくりの推進

⑤ 地球的炭素循環への森林の寄与の維持

地球温暖化防止対策の一環として、二酸化炭素の吸収源となる森林の健全性を維持するため育成林の整備を推進するとともに、天然生林の保全を行う。また、木材の二酸化炭素の貯蔵庫としての機能を維持促進するため、木材利用を推進する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 造林、間伐等の森林整備の推進
- ・ 計画的な木材生産、とりわけ利用間伐の推進

⑥ 社会の要望を満たす長期的・多面的な社会・経済的便益の維持及び増進

国民の森林に対する多様な期待に応えるため、森林が有する多面的機能の効果的な発揮とともに、森林浴や森林ボランティア、環境教育等森林と人とのふれあいの確保のためのフィールドの提供等や森林施業に関する技術開発等に取り組む。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 「遊々の森」等を森林づくり活動のフィールドとして国民に提供
- ・ 津軽十二湖自然休養林等レクリエーションの森の利用促進
- ・ 木材の安定的な生産による循環型社会構築への貢献

⑦ 森林の保全と持続可能な経営のための法的、制度的及び経済的枠組

①～⑥に記述した内容を着実に実行し「国民の森林」として管理経営を行うため、国有林野に関連する法律に基づく各計画制度の適切な運用はもとより、管理経営の実施に当たっては、国民の意見を聴きながら進めるとともに、モニタリング等を通じて森林資源の状況を把握する。

関連する主な取組としては、次のとおりである。

- ・ 地域管理経営計画等に基づいた適正な管理経営
- ・ 「国有林モニター」の設置や計画策定に当たっての意見聴取
- ・ 地域管理経営計画策定に向けた地元住民懇談会開催による意見聴取
- ・ 広報誌やホームページの充実による情報発信

(4) 政策課題への対応

災害からの流域保全や地球温暖化防止、貴重な森林の保全、木材の安定的な供給等地域から求められる国有林野事業への期待に応えていくため、次のとおり計画区内での主な個別政策課題へ対応していくことを目標とする。

視 点	主な取組目標
<p>森林の公益的機能の発揮</p>	<p><b>【生物多様性の保全】</b>  「白神山地森林生態系保護地域」などの保護林については適切な保護を図るとともに、「奥羽山脈緑の回廊」、「白神八甲田緑の回廊」については針広混交林に誘導するための抜伐りやモニタリング調査を必要に応じて実施する。</p> <p><b>【森林吸収源対策の推進】</b>  森林吸収源対策を図るため、育成林において、間伐、除伐等の森林整備を積極的に実施する。</p> <p><b>【地域の安全・安心を確保する治山対策の展開】</b>  人家等保全対象に近接する山地災害の危険がある箇所について、溪間工56箇所、山腹工10箇所、保安林の整備210haの治山事業を実施する。</p>
<p>地域の林業・木材産業への貢献</p>	<p><b>【青森ヒバの供給】</b>  青森ヒバは貴重な天然林であることを踏まえつつ、ニーズに対応した供給や地域振興への寄与にも配慮した取組の推進を図る。</p> <p>また、ヒバ中小径木主体林分については、径級バランスが取れた林分構造と成長促進を目指し間伐を推進する。</p> <p><b>【木材の安定供給】</b>  スギ・カラマツを中心とした木材を安定的に供給するために、効果的かつ効率的な伐採や森林整備を行うための路網整備を実施し、低コスト化に向けた取組を推進する。</p> <p><b>【民国連携した森林整備の実施】</b>  民有林と隣接する国有林において、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林施業共同団地の設定し、連携した森林施業を推進する。</p>
<p>国民の森林としての国有林の活用</p>	<p><b>【国民参加の森林づくり】</b>  国民が自主的に行う森林整備活動を推進する取組の一環として、「遊々の森」として設定された「桜のまほろばの森」や「iwaki・遊々の森」、「白神インタープリテーションフィールド」等において、引き続き、必要な助言や技術指導等の支援を実施する。</p> <p>また、「レクリエーションの森」として設定された深浦町の津軽十二湖の自然休養林や西目屋村の白神山地暗門の滝の自然観察教育林等については、引き続き、森林レクリエーションの場として利用促進を図る。</p>

## 2 機能類型に応じた管理経営に関する事項

### (1) 機能類型ごとの管理経営の方向

当計画区の特徴を活かし、森林に対する国民の要請が、国土の保全や水源の涵養に加え、地球温暖化の防止、生物多様性の保全、森林環境教育の推進、森林とのふれあいや国民参加の森林づくり等、公益的機能の発揮に重点を置きつつ、さらに多様化していることを踏まえ、林産物の供給や地域振興への寄与にも配慮するとともに、持続可能な森林経営及び開かれた「国民の森林」の実現に向けた取組を推進していく。

具体的には、森林整備の積極的な推進を図りながら、国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、当計画区の国有林野を国土保全や水源の涵養を目的とする「国土保全林」、貴重な生態系の維持・保存や森林レクリエーション利用等を目的とする「森林と人との共生林」及び木材を安定的かつ効率的に供給する「資源の循環利用林」の3つに分け、さらに国有林の地域別の森林計画に定める公益的機能別施業森林の区域との整合に留意し、下記の図のとおり「水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を機能類型に応じてそれぞれ明記する。

また、林相の維持・改良等に必要な施業の結果、伐採・産出される木材の有効利用、及び機能発揮に支障を及ぼさない範囲で、年齢構成の平準化・バイオマス利用等の地域のニーズに応じて必要な主伐を計画的に行い、伐採木を供給していく。

### 国有林の機能類型と公益的機能別施業森林の対応

機能類型		公益的機能別施業森林		
国土保全林	国土保全タイプ	水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (立地条件により除外する場合もある。)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表1のとおり)	快適な環境の形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表2のとおり)
	水源涵養タイプ			
森林と人との共生林	自然維持タイプ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表3のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表4のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
	森林空間利用タイプ		保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表5のとおり)	森林の有する土地に関する災害防止機能、土壌保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 (対象区域は、別表6のとおり)(立地条件により区分する場合がある。)
資源の循環利用林				

(注)分収林・共用林野については、契約等に基づく取扱いとする。

① 水土保持林における管理経営の指針その他水土保持林に関する事項

水土保持林においては、山地災害による人命・施設の被害の防備、気象害による環境の悪化の防備又は国民生活に必要な良質で安定した量の水の供給に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、適切な間伐の実施や長伐期施業、育成複層林施業等の推進に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、水土保持林については、国土保全タイプと水源涵養タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、水土保持林102,179ha（国土保全タイプ34,795ha、水源涵養タイプ67,384ha）としていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、水土保持林の面積が下表のとおり増加することとなった。

ア 国土保全タイプ

国土保全タイプの国有林野については、保全対象や当該森林の現況等を踏まえ、根系が深く発達し下層植生の発達が良好な森林、樹高が高く下枝が密に着生しているなど遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗性の高い樹種によって形成された森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

イ 水源涵養タイプ

水源涵養タイプの国有林野については、流域の特性や当該森林の現況等を踏まえ、団粒構造がよく発達し、多様な樹種で構成されるなど根系や下層植生の発達が良好な森林等に誘導し又はこれを維持するために必要な管理経営を行う。

水土保持林の面積

(単位：ha)

区分	国土保全タイプ	水源涵養タイプ	計
面積	34,808	67,768	102,576

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

② 森林と人との共生林における管理経営の指針その他森林と人との共生林に関する事項

森林と人との共生林においては、貴重な生態系の維持又は国民と森林とのふれあいの場としての利用等に係る機能を重点的に発揮させるべき国有林野について、それぞれの目的とする機能の維持増進を図るため、保護林の保全・管理等に努めるほか、景観、風致等に優れた森林の維持・造成等に努め、必要に応じて機能の維持増進のための施設の整備を図る。

具体的には、森林と人との共生林については、自然維持タイプと森林空間利用タイプの2つに分けて取り扱う。

また、前計画では、森林と人との共生林39,099ha（自然維持タイプ26,733ha、森林空間利用タイプ12,366ha）としていたところ、今回の計画では、



下表のとおり、前計画と比較して大きな変更はない。

#### ア 自然維持タイプ

自然維持タイプの国有林野については、自然の推移に委ねることを原則として、保護を図るべき森林生態系を構成する野生動植物等の特性に応じ、保全すべき自然環境の維持・形成に必要な管理経営を行う。

なお、貴重な野生動植物の生息・生育に資するために必要な森林、遺伝資源の保存に必要な森林等については、「保護林」に設定し、適切に保全を図る。

#### イ 森林空間利用タイプ

森林空間利用タイプの国有林野については、保健、文化、教育等様々な利用の形態に応じた管理経営を行うものとし、具体的には、景観の向上やレクリエーションの利用を考慮した森林の整備を行い、必要に応じて遊歩道等の施設の整備を行う。

なお、国民の保健・文化的利用に供するための施設又は森林の整備を積極的に行うことが適当と認められる国有林野については、「レクリエーションの森」として選定する。既存の「レクリエーションの森」については、施設の老朽化や利用者のニーズ等の変化を踏まえ、リフレッシュ対策を実施していくとともに、利用が著しく低位にある地区や今後の維持管理等が見通し難い地区については、地元自治体をはじめ幅広い地域関係者等の意見を充分勘案し、必要に応じて廃止を含めた見直しを図る。

森林と人との共生林の面積

(単位：ha)

区 分	自然維持 タイプ	森林空間 利用タイプ		計
		うち、保護林	うち、 レクリエーションの森	
面 積	26,733	13,939	12,361	39,094

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### ③ 資源の循環利用林における管理経営の指針その他資源の循環利用林に関する事項

資源の循環利用林においては、林業等の生産活動の場の提供に係る機能を発揮させるべき国有林野について、森林の健全性を維持しつつ、環境に対する負荷が少ない素材である木材の効率的な生産、多様化する木材需要に応じた林木の育成に努め、木材資源の充実等を図る。

具体的には、公益的機能の発揮に留意しつつ、生産目標に応じた木材の効率的な生産等それぞれの利用形態に応じた管理経営を行う。

また、前計画では、資源の循環利用林18,433haとしていたところ、今回の計画では、資源の循環利用林において水源涵養保安林の指定を推進したため、下表のとおり、その面積が減少することとなった。

区 分	林業生産活動の対象	その他産業活動の対象	計
面 積	17,242	781	18,023

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

## (2) 地域ごとの機能類型の方向

当計画区は、次の地区に大別され、それぞれ重点的に行うべき管理経営は次のとおりである。

### ア 相内・太田地区 (金木 501～560、638、639 林班)

相内・太田地区は、十三湖に注ぐ相内川、桂川等の河川の上流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギを主とする人工林からなっている。

地質は、大部分が砂岩、凝灰岩質砂岩となっており、桂川、相内川及び太田川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているが、上流部の一部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されている。また、海岸沿いの十三、五月女苑地区は、日本海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、一帯が防風保安林に指定されている。このため、全区域において水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能及び快適環境形成機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

なお、津軽半島稜線の四ツ滝山周辺は、優れた景観を有することから、「四ツ滝山県自然環境保全地域」に指定されており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

### イ 小泊・磯松地区 (金木 561～636、775～783 林班)

当地区は、南北に長く、小泊から北は、津軽半島の稜線から日本海に向かった斜面、以南は、小泊川流域及び小泊崎周辺に位置する丘陵林で、全体的にヒバを主とする天然林及びスギを主体とする人工林からなっている。

権現崎及び冬部沢以北は風光明媚な稜線や海岸線が続くことから、大部分が「津軽国定公園」に指定されており、景観の提供等生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

また、森林と人との共生林以外の地域及び磯松川地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、特に、小泊川流域及び冬部沢流域は、上水道水源を有するなど渇水緩和、水質保全が求められている。両流域とも上流部は急峻な地形であることから水源地帯はそれぞれ土砂流出防備保安林に指定されていることから、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

### ウ 喜良市地区 (金木 1～67、69、71～95 林班)

当地区は、金木川、小田川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びス

ギを主とする人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているが、小田川ダムの上流部一帯及び主要な主流の両岸とその上流部は急峻な地形であることから、土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

このほか、小田川上流部の稜線一帯は、「レクリエーションの森（眺望山自然休養林）」に選定しており、自然とのふれあいの場の提供等保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

なお、32～34林班は、分収造林地となっていることから、資源の循環利用林に区分して管理経営する。

#### エ 飯詰地区（金木 101～118、120～153 林班）

当地区は、北から大湊川、飯詰川、前田野目川流域に位置する丘陵林で、ヒバ、アカマツを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大湊川流域は、分収造林地が集中する131林班を除いて全域が水源涵養保安林に指定されており、水土保全林に区分して管理経営を行う。

飯詰川流域は、過去に大規模な山地崩壊が発生した支流の坪毛沢上流一帯が土砂流出防備保安林に、また、飯詰ダムに隣接する下流部はヒバを主とする天然林と広葉樹の四季の色彩が美しいことから、「レクリエーションの森（飯詰山自然観察教育林）」に選定しており、それと合わせて保健保安林に指定され、他の地域は水源涵養保安林に指定されている。土砂流出防備保安林及び水源涵養保安林については、水土保全林に区分、自然観察教育林については、自然とのふれあいの場等、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

前田野目川流域は、馬神山、梵珠山周辺及び稜線部が、「レクリエーションの森（眺望山自然休養林）」に選定して、保健保安林に指定されており、自然とのふれあいの場等保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。また同流域内で水源涵養保安林に指定されている地域も、水源涵養機能を発揮させつつ、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### オ 中里地区（金木 201～238 林班）

当地区は、北から尾別川、中里川、宮野沢川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているが、最上流部は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。なお、各流域の下流部は分収造林地が多く、資源の循環利用林に区分して管理経営を行う。

また、中里川流域の下流部は、「レクリエーションの森（津軽中里自然観察教育林）」に選定して、自然とのふれあいの場として広く利用されており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

カ 薄市地区（金木 301～305、307～312、314～320、322～342 林班）

当地区は、薄市川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

南側の中野股沢と相ノ又沢流域一帯及び脊梁山脈沿いの地域は、後背地の農耕地等の保護等から土砂流出防備保安林に指定されており、各流域の中流部は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。なお、下流域に多数存在する分収造林地については、資源の循環利用林に区分して管理経営する。

キ 今泉地区（金木 343～371 林班）

当地区は、全域が今泉川流域に位置する丘陵林で、ヒバを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、分収造林地及び薪炭共用林を含む365・367林班以外の全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

ク 屏風山地区（金木 402～448 林班）

当地区は、つがる市木造、車力の日本海の七里長浜に沿って広がる海岸林で、その大部分がカシワの天然林及びクロマツ人工林からなっている。

当地区は、海からの風が強く、後背地に集落及び耕作地があることから、ほぼ全域が防風保安林に指定されており、快適環境形成機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

ケ 赤石地区（津軽 2001～2028、2030～2042、2045～2061、2065～2073 林班）

当地区は、小童子川、大童子川、中村川、赤石川の各中下流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

大童子川及び中村川流域は、下流域の農業用水等の重要な水源地であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

赤石川流域は、優れた景観を有することから、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されているとともに、「レクリエーションの森（くろくまの滝風景林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

コ 奥赤石地区（津軽 2043～2044、2062～2064、2084～2090 林班）

当地区は、赤石川の最上流部に位置し、ブナを主とする原生的な天然林が広がっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生育・生息することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定され

ており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

サ 岩木山西麓地区（津軽 2074～2079 林班）

当地区は、岩木山の西麓から北麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、大鳴沢川周辺地域は、スキー場として利用されていることから、「レクリエーションの森（野外スポーツ地域岩木山・鱒ヶ沢スキー場）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

シ 追良瀬地区（津軽 3001～3049、3114、3119 林班）

当地区は、追良瀬川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、追良瀬川では内水面漁業が行われていることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているが、比較的傾斜の緩やかな下流部を除いた中下流部は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上流部の一部は、白神山地への登山ルートとして利用されるとともに白神山地の展望が良好な地域であることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ス 奥追良瀬地区（津軽 3111～3113、3115～3118、3120～3122 林班）

当地区は、追良瀬川の最上流域に位置し、ブナを主とする原生的な天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」に指定されており、生物多様性保全機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

セ 深浦地区（津軽 3050～3063 林班）

当地区は、深浦港の後背地に広がっており、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

ソ 笹内地区（津軽 3064～3079、3109～3110 林班）

当地区は、笹内川流域に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工

林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であるとともに、地形が急峻であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

笹内川と追良瀬川の分水嶺周辺は、優れた景観を有することから、「津軽国定公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### タ 松神・大間越地区（津軽 3080～3107 林班）

当地区は、秋田県境から十二湖までの日本海に面しており、ブナを主とする天然林及びスギやクロマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域に集落や耕作地が広がり、農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林及び水源涵養保安林に指定されており、山地災害防止機能／土壌保全機能及び水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

神秘的な湖沼が連なる十二湖周辺は、自然探勝やキャンプ等に利用されていることから、「レクリエーションの森（津軽十二湖自然休養林）」に選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

また、「白神山地森林生態系保護地域」に隣接する上部一帯は、ブナを主とする天然林であることから、生物多様性保全機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### チ 中村川地区（津軽 1～24 林班）

当地区は、中村川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

#### ツ 岩木山東麓地区（津軽 25～46 林班）

当地区は、岩木山山頂から東麓、南麓にかけて位置し、中腹から山頂まではブナを主とする天然林、裾野はスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、優れた景観を有することから、ほぼ全域が「津軽国定公園」に指定されているとともに、南麓は、スキー場として広く利用されていることから、「レクリエーションの森（野外スポーツ地域岩木山スキー場）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### テ 岩木川地区（津軽 101～150、158～164、175～203、341～407 林班）

当地区は、岩木川及び相馬川、大川、大秋川等の支流に位置し、ブナを主とする天

然林及びスギ人工林からなっている。

当地区は、既設の目屋ダムを上回る規模の津軽ダムが建設中であるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

「白神山地森林生態系保護地域」に隣接している上流部一帯は、ブナを主とする天然林が広がっており、暗門大橋、津軽峠付近は暗門地区への入山口として広く利用されていることから、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### ト 暗門地区（津軽 151～157、165～174 林班）

当地区は、岩木川流域の源流部に当たる大川と暗門沢流域に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、優れた景観を有し、貴重な野生動植物が生息・生育することから、ほぼ全域を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているとともに、「白神山地世界遺産地域」、「白神山地自然環境保全地域」、「赤石溪流暗門の滝県立自然公園」に指定されているほか、「レクリエーションの森（暗門の滝自然観察教育林）」に選定しており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### ナ 一野渡地区（津軽 309～337 林班）

当地区は、大和沢川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているとともに、沢沿いは砂防指定地に指定されていることから、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壌保全機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

尾神沢の下流部は、溪流と奇岩の景勝地で、自然探勝等利用者が多いことから、「座頭石県自然環境保全地域」に指定されているとともに、「レクリエーションの森（座頭石風景林）」を選定しており、保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

#### ニ 大鱈地区（津軽 502～598 林班）

当地区は、平川の支流の虹貝川、三ツ目内川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

三ツ目内川流域の折紙沢には上水道水源地が設置されているほか、虹貝川流域には早瀬野ダムがあるなど津軽平野の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保持林に区分して管理経営を行う。

#### ヌ 碓ヶ関地区（津軽 701～802 林班）

当地区は、平川、大落前川及び津刈川流域の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギ人工林からなっている。

津刈川流域には久吉ダム、平川流域には遠部ダムがあるなど津軽平野の農業用水等

の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林に指定されており、水源涵養機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

ネ 板留・大川原地区（津軽 1001～1009、1012～1047 林班）

当地区は、八甲田山の西側で、浅瀬石川支流の中野川、湯ノ沢、板家戸沢、青荷川流域等の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、二庄内ダムがあるなど下流域の農業用水等の重要な水源であることからほぼ全域が水源涵養保安林に指定されているが、沢沿いは、崩壊地が多いことから土砂崩壊防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ノ 葛川・善光寺平地区（津軽 1048～1073、1075～1084 林班）

当地区は、八甲田山の南西側で、浅瀬石川流域の源流部に当たる小浅瀬石川、砂子沢、寒川沢に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。

上流部は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」等に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

ハ 切明・大木平地区（津軽 1085～1117 林班）

当地区は、切明沢、摺毛沢、温川沢の上流部に位置し、ブナを主とする天然林及びスギやカラマツの人工林からなっている。

当地区は、下流域の農業用水等の重要な水源であることから、ほぼ全域が水源涵養保安林又は土砂流出防備保安林に指定されており、水源涵養機能及び山地災害防止機能／土壤保全機能を発揮させるため、主として水土保全林に区分して管理経営を行う。県境付近は、優れた景観を有することから、「十和田八幡平国立公園」に指定されており、生物多様性保全機能及び保健・レクリエーション機能を発揮させるため、主として森林と人との共生林に区分して管理経営を行う。

### 3 流域管理システムの推進に必要な事項

国有林野の管理経営に当たっては、流域を単位として民有林・国有林が連携して森林の整備等を行う流域管理システムの下で、流域の課題やニーズの的確な把握、森林組合等林業事業体の育成、下流域との連携等について取り組んでいくことが必要である。

このため、流域管理システムの推進に向けて、国有林野事業流域管理推進アクションプログラムや森林・林業再生プランの実現に向けた取組を先導的・積極的に進めていく。



#### ① 流域ニーズの的確な把握

津軽流域林業活性化協議会、林業関係機関・団体等との連携を深め、地元スギ材の需要拡大の推進、ヒバの安定供給、生産コストの縮減につながる路網の整備をはじめとする森林の整備・保全の課題や要請を的確に把握するとともに、国有林野事業の情報を積極的に発信し、流域の特色ある事業運営の推進に努めていく。

また、森林ボランティア団体との意見交換会を開催し、ボランティアによる森林整備についての課題や要請を把握し、ボランティア活動の支援に努める。

なお、青森ヒバは、日本三大美林の一つに位置づけられる貴重な天然林であることを踏まえつつ、ニーズに対応した供給や地域振興への寄与にも配慮した取組の推進を図る。また、ヒバ中小径木主体林分については、径級バランスがとれた林分構造と成長促進を目指し間伐を推進する。

#### ② 国有林野の情報、技術、フィールドの提供等

白神山地周辺をはじめとする各地域において、森林ボランティア団体等に対して、植樹や除伐等の森林整備活動を行うフィールドを提供するほか、意見交換会を通じて、技術指導等の支援と充実に努める。また、「緑の雇用担い手対策事業」における育成研修のためのフィールドを提供し、民有林における林業従事者の確保を支援する。

「今泉山水土保全モデル林」、「島田スギ人工林指標林」等のフィールドを活用して国有林野における管理経営や森林整備技術についての情報を積極的に提供する。

また、森林・林業再生プランの実施に資するため、准フォレスターを署に配置し、県の准フォレスターと連携して市町村森林整備計画策定等への支援業務を行うとともに、高性能林業機械等の利用や列状間伐、計画的な路網の整備等による効率的・効果的な間伐に取り組み、技術指導や研修に必要なフィールドを提供し、青森県、青森県林業労働力確保支援センター等と連携した森林施業技術検討会の実施等により林業技術の向上に努める。

#### ③ 民有林・国有林一体となった取組

森林の適切な保全管理、林産物の生産コストの低減、作業環境の向上等に資するため、民有林関係者との情報交換を密に行うことにより、民有林林道計画との調整を図り合理的な路網整備に努めるとともに、民有林と隣接する国有林においては、民・国が一体となって効率的に路網整備や間伐等の森林整備に取り組むための森林共同施業団地の設定を推進する。

また、青森県境まで迫ってきた松くい虫被害に対し、民有林と国有林が連携し深浦町に防除帯を設置するなどの防除対策を実施するとともに特別監視区域を設定しているが、松くい虫被害及びナラ枯れ被害が国有林に隣接する大間越地区の民有林で確認されたことから、今後も監視活動を強化し被害防止の推進に努める。アカマツやクロマツの伐採跡地の植栽に当たっては、地元住民やボランティア団体等との連携に努める。

さらに、地域材の銘柄化、森林吸収源対策のための間伐の推進や木材の安定供給に加え、土木工事等への木材利用、木質バイオマスエネルギーへの利用等に努める。

#### ④ 林業事業体の育成

国有林材の安定供給システムによる販売の推進、計画的な事業発注のほか、発注者の立場からの技術指導、労働安全衛生の確保についての指導等に努める。

森林整備を行う事業体に対しては、事業の早期発注、年間の事業発注見通しの情報提供など、計画的な発注に努めるとともに、安定的な雇用の確保にも資する。

また、森林吸収源対策等の森林整備を担う林業事業体の育成を図る。

#### ⑤ 下流域との連携

遊々の森、小中学生等に対する作業体験や森林教室等の各種活動の支援、白神山地、岩木山、八甲田山、七里長浜等の多様な森林を活用した森林浴や自然観察等を行う自然体験フィールドの提供、各種体験林業の受け入れ、「遊々の森」の設定の推進等、森林環境教育の場や森林とのふれあいの場を提供する。

「青森県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき設定された、「追良瀬川流域保全地域」と「赤石川流域保全地域」に位置する森林を活用し、地元住民や利水者等に対して森林に関する情報、水源林整備等のためのフィールドや情報等を提供する。

また、地方公共団体等と連携し、国有林野の巡視を適切に実施することにより廃棄物の不法投棄の未然防止に努める。

### 4 主要事業の実施に関する事項

伐採、造林等の実施行為は、民間委託により進めており、今後も計画的・安定的な事業の発注に努める。

間伐については、地球温暖化防止に係る森林吸収源対策を着実に実行するため、実施箇所の団地化や低コスト路網整備、列状間伐の実施・拡大、収穫調査の簡素化等を積極的に行い、トータルコストの縮減に努める。

当計画期間の伐採、更新、保育、林道の開設及び改良の総量は以下のとおりである。

#### ① 伐採総量

(単位：m3)

区 分	主 伐	間 伐	計
計	4 7 5 , 8 2 7	6 4 1 , 6 4 4 (11,561)	1 , 1 1 7 , 4 7 1

注1) ( )は、間伐面積(単位：ha)である。

注2) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### ② 更新総量

(単位：ha)

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新	計
計	1 , 2 7 0	3 7 4	1 , 6 4 4

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

③ 保育総量

(単位：ha)

区 分	下 刈	つる切り・除伐	計
計	3, 3 3 7	1 4 0	3, 4 7 7

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

④ 林道の開設及び改良の総量

区 分	開 設		改 良	
	路線数	延長量 (m)	箇所数	延長量 (m)
計	3 6	5 0, 8 0 0	1	1 0 0

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

5 その他必要な事項

① 地球温暖化防止対策の推進

国産材の利用を一体的に推進する森林・木質資源を活用した新たな循環型システムの普及・啓発に取り組むこととし、特に間伐を積極的かつ着実に実施する。

また、林道工事や治山工事での間伐材の利用等、国有林野事業として木材の利用促進に取り組むとともに、木材利用についての国民への啓発に努める。

② 生物多様性の保全

国有林野が奥地脊梁山脈から里山まで所在し、生物多様性の保全上重要な役割を担っていることを考慮し、奥羽山脈緑の回廊、白神八甲田緑の回廊や保護林等原生的な天然林や貴重な野生動植物が生息・生育する森林について、引き続き、適切な保全・管理を行う。

また、里山等のそれ以外の森林においても、適切な間伐の実施、針広混交林化、複層林化、長伐期化等、地域の森林の現況に基づき、多様で健全な森林の整備・保全を推進することにより生物多様性の保全に配慮する。

さらに、自然災害等により劣化した森林の再生・復元、野生鳥獣との共存に向けた森林整備に取り組むほか、地域やボランティア、NPO等と協働・連携した森林管理を推進する。

具体的には、白神山地生態系保護地域については、その周辺地域に分布するスギ人工林を、地域住民やボランティア、企業など多数の参加を得ながら、針広混交林や広葉樹林へ誘導する自然再生事業を実施することにより、生物多様性の向上や豊かな森林環境づくりを行う。

## II 国有林野の維持及び保存に関する事項

### 1 巡視に関する事項

#### (1) 白神山地森林生態系保護地域の保全管理

白神山地の生態系を保全管理するため、日常から森林の巡視活動などさまざまな活動を実施することにより、適切な保全管理に努める。

具体的には、白神山地合同パトロールを実施し、ボランティア巡視員と連携を図りながら森林生態系の管理保全に努める。

また、白神山地世界遺産地域を適切に保全管理するために、入山者から立木の損傷や伐採等の異常を発見した場合の情報を携帯電話で提供していただく森林情報ポストを活用し、地域の関係者と連携して国有林野の適切な管理に努める。

#### (2) 山火事防止等の森林保全管理

日常の森林巡視を着実に実施することにより、山火事及び廃棄物の不法投棄の未然防止、森林病虫獣害の早期発見・防除、高山植物の保護、保安林の適切な管理等の保全管理に努める。また、保全管理に当たっては、地元住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等との協力・連携を図り、入林者への山火事防止や不法投棄防止意識の啓発等に努める。

特に、路網の整備に伴い、ゴミ及び一般産業廃棄物を不法投棄する事例が多数発生していることから、不法投棄の未然防止のため、地元住民及び関係機関と連携を図りつつ、随時巡視に努める。

併せて、巡視活動の展開により風水害による山地崩壊、倒木、林道等の施設の災害防止、あるいは早期発見に努める。

#### (3) 境界の保全管理

境界の適切な保全管理は、国有林野の管理経営の基礎となるものであることから、境界標識類の確認、境界の巡視、不明標の復元を計画的に行い、境界の保全管理に努める。

また、都市近郊に所在する国有林野については、権限が未設定での占有使用やゴミの不法投棄等が生ずることがないように、特に重点的に保全巡視に努める。

### 2 森林病虫害の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

日常の森林保全巡視及び県、市町村等からの情報を得ながら森林病虫害の監視に努める。

なお、地域により、腐朽変色が発生し、木材の利用価値が低下するスギノアカネトラカミキリによる食害が発生していることから、必要に応じて、専門家の助言も得ながら、被害対策を検討する。

また、松くい虫被害及びナラ枯れ被害が国有林に隣接する大間越地区の民有林で確認されたことから、定期的に巡視を行うなど監視体制を強化するとともに、被害が確認されれば、青森県をはじめとする各関係機関と連携し、民有林と国有林が一体となり防止対策を実施する。

### 3 特に保護を図るべき森林に関する事項

#### (1) 保護林

当計画区は、原始的なブナ天然林が大面積にわたって維持されており、世界遺産地域にも登録された一帯を「白神山地森林生態系保護地域」に設定しているほか、多くの保護林を擁する。保護林以外にも、貴重な自然環境を有する天然林等が存在するため、適切に保護を図っていくとともに、大学や試験研究機関に対して積極的な情報提供に努め、要請に応じ、学術研究フィールドとして提供する。

なお、入林者の影響等による植生の荒廃の防止等の措置が必要な箇所については、標識の設置、歩道の整備等に努め、立入りを可能とする区域においては学習の場等として多くの国民が利用できるよう努める。

特に、「白神山地森林生態系保護地域」への入山については、管理計画に基づき、保存地区（核心地域）への登山を目的とする場合は、27区間の「指定ルート」に限定するとともに、入山届出の手続きを求める。ただし、学術研究、報道機関等による取材等公共的な行為を目的とする場合は、「指定ルート」に限定せず、入林許可申請の手続きを求める。

また、入山の状況及びそれに伴う生態系の変化を把握するため、モニタリング調査を継続して実施する。

種 類	箇所数	面 積 (ha)
森林生態系保護地域	1	12,627
森林生物遺伝資源保存林	1	1,192
林木遺伝資源保存林	7	66
植物群落保護林	2	55
特定動物生息地保護林	—	—
特定地理等保護林	—	—
郷土の森	—	—
総 数	11	13,939

注) 四捨五入により計が一致しない場合がある。

#### (2) 緑の回廊

「奥羽山脈緑の回廊」は、奥羽山脈沿いに八甲田山周辺から蔵王周辺まで、約2kmの幅で約400kmにわたって設定し、「白神八甲田緑の回廊」は、「白神山地森林生態系保護地域」から「奥羽山脈緑の回廊」の八甲田・十和田湖周辺に至る青森県と秋田県の県境沿いに約2kmの幅で約50kmにわたり設定している。

これらの地域においては、将来的に多様な樹種や複数の樹冠層からなる天然林を指向することとし、林内空間・照度及び採餌空間の確保等、野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、針広混交林に誘導するための抜伐り等に努めるとともに、モニタリング調査を実施する。

名 称	延 長 (km)	面 積 (ha)
奥羽山脈	9	1, 0 2 1
白神八甲田	4 5	8, 0 0 5
総 数	5 4	9, 0 2 6

注) 数値は、当計画区に係るもののみである。

#### 4 その他必要な事項

##### (1) 水辺の整備

森林の水質保全機能の向上や野生動植物の生息・生育環境の整備を図る観点から、防災面にも配慮しつつ、溪流沿い等水辺への保護樹帯等の効果的な配置に努める。

##### (2) 希少な野生動植物の保護

クマゲラ、ミチノクコザクラ等の希少な野生動植物については、生息・生育地の情報把握に努めるとともに、必要に応じて専門家等の協力も得ながら、森林の各種機能の発揮との調整を図りつつ、その保護に努める。

特に、イヌワシ、クマタカ等の猛禽類については、引き続き営巣情報の把握に努めるとともに、営巣地周辺で事業を実施する場合は、専門家の見解を聞き、繁殖時期等に配慮し慎重に実施する。

##### (3) 野生動物との共生及び被害対策

ニホンカモシカ、ニホンザルなどとの共生及び被害対策については、森林施業を計画的に実施していく中で、野生動物の移動経路等の生息環境を維持していくよう配慮するとともに、県・市町村等からの情報を得ながら日常の森林保全巡視において森林に対する獣害の監視に努める。

##### (4) その他

「森林と人との共生林」については、地域住民、ボランティア、NPO等とも連携を図りながら、生物多様性保全の視点も踏まえつつ、希少種の保護や移入種の侵入防止等に努める。

### Ⅲ 林産物の供給に関する事項

#### 1 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

当計画区においては、利用可能なスギ等人工林が増加し、資源が充実しつつある状況を踏まえ、主伐・間伐を通じて生産される木材の安定的・持続的供給に努める。

また、天然青森ヒバ等民有林からの供給が期待しにくい林産物の持続的かつ計画的な供給に努める。

さらに、需要や販路の拡大を図る観点から、新規用途も視野に入れた協定に基づく安定

的な販売の推進に努め、木材の需要拡大や生産・流通・加工の効率化及び担い手の育成整備に資する。

## 2 その他必要な事項

公共関連工事や施設での木材の利用を進めるため、治山・林道工事等において、木材の特質を考慮しつつ法面保護工、治山ダム等に間伐材等を積極的に利用するとともに、庁舎等の施設の新改築をする場合は、木造化・木質化を積極的に推進するなど、木材の利用促進に取り組む。

また、あわせて、地方公共団体等関係機関と間伐材等木材需要についての情報交換を進めるとともに、林業・木材産業関係者と連携しつつ、木材利用の促進に寄与する。

# IV 国有林野の活用に関する事項

## 1 国有林野の活用の推進方針

国有林野の活用にあたっては、当計画区の自然的、社会・経済的な特色を踏まえつつ、住民の意向等を考慮して、公用・公共用・公益事業の用に供する活用、都市と農山漁村の交流の促進、公衆の保健のための活用等地域における産業の振興や住民の福祉の向上に資するよう努める。

## 2 国有林野の活用の具体的手法

国有林野の活用については、公益的機能の発揮、木材生産機能の確保等との調整を図りつつ取り組む。

また、県及び市町村との連携を密にし、公用・公共用等のための活用に資するとともに、不要地、余剰地については広く情報を公開するため、林野・土地売払い情報公開窓口及びインターネットを活用し、情報の提供と需要探索に努める。

## 3 その他必要な事項

特になし。

# V 国民の参加による森林の整備に関する事項

## 1 国民参加の森林に関する事項

国民が自主的に行う森林整備活動を推進するため、国民参加の森林として設定した「ふれあいの森」の設定を推進し、ボランティア団体等が行う森林づくりの活動に対して、必要な助言、技術指導等の支援を行うとともに、地方公共団体、緑化関係団体等との協力・連携を図り、円滑な活動の実施に努める。

その他、ボランティア団体等が行う自主的な森林整備や保全活動についての要請に対応したフィールドの提供や森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

## ふれあいの森候補地

所在市町村	位置（林小班）	面積（ha）
西目屋村	津軽 118い2、い3、い4、い5、い6、 い7、い8、い9、い11、わ	78

## 2 分収林に関する事項

国有林野の所在する地域の振興と国民参加による森林整備、緑化思想の普及のため、地元地域のみならず都市部の住民にも広く働きかけ、国民自らが森林資源の造成や地球環境の保全・形成に参画できる制度として推進する。

特に、企業や団体などに対しては、業種の枠にとらわれない社会貢献活動の一環として、森林資源の造成や環境保全に資する森林育成に参画を求め、分収林事業（「法人の森」）を積極的に推進する。

## 3 その他必要な事項

### （1）森林環境教育の推進

学校、地方公共団体、企業、ボランティア、NPO、地域の森林所有者や森林組合等の民有林関係者等、多様な主体と連携しつつ森林環境教育を推進することとし、学校等が国有林野で体験活動等を実施するための「遊々の森」や学校分収造林の活用、森林管理局・森林管理署等による林業体験や森林教室等の体験活動、森林の有する多面的な機能に関する普及啓発の実施、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等の取組を推進する。

また、「津軽白神森林環境保全ふれあいセンター」と連携し、森林環境教育のためのプログラムや教材の提供、指導者の派遣や紹介等を行うとともに、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、波及効果が期待される取組にも努める。

なお、国有林野を活用し体験活動等を実施する「遊々の森」を、下表のとおり協定締結していることから、引き続き、フィールド及び情報を提供する。

その際、森林管理署等に設置した森林・林業・木材に関する相談窓口である「緑づくり支援窓口」の機能充実に努め、教職員やボランティアのリーダー等に対する普及啓発や技術指導等、森林環境教育のプログラムや教材の提供等波及効果が期待される取組にも努める。



## 遊々の森

名 称 (市町村)	位 置 (林小班)	面 積 (ha)
あじがさわ遊々の森 (鱒ヶ沢町)	津軽森林管理署 西岩木山国有林 (2075い4、い5、い6、ほ1、ほ1、ち3、ち4、 イ1、イ2、2076と1、と2、そ2内)	64.76
白神自然学校遊々の森 (鱒ヶ沢町)	津軽森林管理署 西赤石山国有林 (2035い3、い4、い5、い6、い7、つ1、つ2)	11.08
白神インタープリテー ションフィールド (西目屋村)	津軽森林管理署 鬼川辺国有林 (177ろ13、ほ2内)	6.91
エコ・遊々の森 (弘前市)	津軽森林管理署 上中村山国有林 (12り2)	4.13
白神自然塾遊々の森 (鱒ヶ沢町)	津軽森林管理署 東赤石山国有林 (2052れ1、れ2、れ3、ね1内、ね2内)	19.25
iwaki・遊々の森 (鱒ヶ沢町)	津軽森林管理署 東岩木山国有林 (31う1)	3.68
桜のまほろばの森 (弘前市)	津軽森林管理署 東岩木山国有林 (43は2)	0.57

### (2) 森林の整備・保全等への国民参加

NPO等が行う自主的な森林整備等へのフィールドの提供や必要な技術指導を行うなど、国民による国有林野の積極的な利用を推進することとし、森林整備や保全活動の要請に対応したNPO等と森林管理署等との協定の締結等、多様な取組に努める。

具体的には、本州北限地域で生育しているスギの遺伝資源の保存を目的として、林木遺伝資源保存林「矢倉山スギ」が設定(2045う1・う2・う3林小班、設定年昭和62年、面積8.48ha)されているが、当該地に隣接する造林地内に胸高直径1mを超える天然杉が3本存在しており、シンボリックな大径木としてその保護を求める声があることから、地元ガイド団体の協力のもと保護活動を行っていく。

また、平成20年度に策定された白神山地周辺地域における自然再生の方向性を取りまとめた白神山地周辺地域自然再生計画書に基づき、関係行政機関、自然保護団体、NPO、学識経験者などと連携して、白神山地周辺地域の森林空間利用タイプに分布するスギ人工林について、広葉樹林化等をはかるなどの自然再生事業を実施する。

(3) 地域住民や関係機関と連携した取組

青森県、市町村、林業関係団体等と連携した森林作業道の開設及び列状間伐を推進する。また、松くい虫被害や今後予想されるナラ枯れ被害について県を始めとする民有林関係機関と被害情報の共有化を図り、防除及び被害の拡大防止に努めていく。

(4) 地域に根ざした自主的な取組の推進

「国民の森林」の実現に向けて、公益的機能の維持増進を旨とする管理経営や地域の林業振興への寄与等の一層の推進を図るため、森林管理署等の情報の提供に努めるとともに、地域の特性を踏まえた自主的な取組を提案し、地域住民、地方公共団体、ボランティア、NPO等と連携しつつ推進する。

また、地域で開かれる森林環境教育活動への協力等を通じ、森林・林業に関する情報・サービスの提供に努めるほか、インターネット等各種メディアを活用し、幅広い情報の発信を行う。

(5) 双方向の情報受発信

国有林モニターの活用等により、森林管理署等の取組等について国民の意見を聴くなど、国民と国有林野事業との双方向の情報・意見の交換を図ることにより、国民の要請の的確な把握や、これを反映した管理経営の推進等の対話型の取組を進め、国有林野事業に対する幅広い理解と支援を得るよう努める。

## VI その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

### 1 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

当計画区内の国有林野を、試験研究機関等に対し、調査用のフィールドとして提供するとともに、計画区内に設置されている試験地等を活用し技術交流を図るなど、民有林との連携強化に努める。

また、当森林計画区は森林技術センターが所在していることから、連携しながら低コスト作業システムや間伐に関する検討会等を実施し、流域内の林業技術の向上に努める。

### 2 地域の振興に関する事項

森林の整備や林産物の販売、国有林野の活用、森林空間の総合利用など、国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上等に寄与するよう努める。

具体的には、地球温暖化防止対策としての森林整備事業を計画的に発注し、地域産業の振興に努める。また、伐採区域内にあるトチノキ、シナノキ等蜂蜜の採取源となる樹種については、事業実行との調整を図りつつ、積極的な保残に努める。

### 3 その他必要な事項

特になし。

別表1

市町村	林班名									
つがる市	402、	410、	418、	422、	430、	434				
五所川原市	39、	40、	41、	42、	43、	45、	46、	47、	48、	49、
	51、	52、	54、	55、	56、	57、	58、	59、	60、	61、
	62、	63、	64、	65、	66、	67、	71、	72、	73、	74、
	75、	76、	77、	78、	79、	80、	84、	85、	86、	87、
	88、	89、	90、	104、	105、	110、	111、	112、	113、	114、
	115、	116、	117、	120、	122、	149、	152、	501、	503、	504、
	505、	506、	507、	508、	509、	511、	512、	513、	514、	515、
	516、	517、	518、	519、	520、	521、	522、	525、	526、	527、
	528、	529、	530、	531、	535、	539、	540、	541、	542、	543、
	544、	545、	546、	547、	548、	549、	550、	551、	552、	563、
	564、	565、	566、	567、	568、	569、	571、	572、	573、	574、
	575、	579、	639							
弘前市	6、	7、	8、	11、	12、	13、	17、	18、	19、	20、
	21、	28、	29、	30、	31、	32、	33、	309、	310、	312、
	317、	318、	320、	322、	324、	325、	326、	334、	335、	336、
	337、	342、	348、	349、	350、	351、	352、	353、	356、	357、
	358、	363、	369、	378、	379、	380、	385、	386、	392、	393、
	394、	395、	398、	401、	402、	403				
黒石市	1006、	1008、	1016、	1017、	1018、	1019、	1020、	1021、	1022、	1023、
	1036、	1038、	1039、	1040、	1041、	1042、	1043、	1044、	1045、	1046、
	1047									
深浦町	2005、	2006、	2008、	2009、	2011、	2012、	2013、	2014、	2015、	2016、
	2017、	2021、	2022、	2023、	2024、	2025、	2028、	3009、	3010、	3011、
	3013、	3015、	3016、	3017、	3018、	3020、	3022、	3023、	3024、	3025、
	3026、	3027、	3028、	3030、	3031、	3032、	3033、	3035、	3036、	3037、
	3038、	3039、	3040、	3041、	3042、	3043、	3044、	3045、	3046、	3048、
	3050、	3054、	3056、	3057、	3058、	3060、	3061、	3062、	3063、	3067、
	3068、	3070、	3071、	3072、	3073、	3074、	3075、	3076、	3077、	3078、
	3079、	3080、	3081、	3090、	3091、	3092、	3095、	3096、	3097、	3098、
	3099、	3100、	3101、	3103、	3105、	3106、	3107、	3109、	3110、	3111、
	3119									
西目屋村	101、	103、	108、	109、	110、	112、	113、	114、	116、	117、
	118、	119、	121、	123、	124、	125、	127、	128、	129、	130、
	131、	132、	133、	134、	135、	136、	137、	138、	139、	142、
	143、	144、	147、	148、	149、	157、	158、	159、	160、	179、
	182、	183、	184、	191、	192、	193、	194、	195、	196、	199、
	200、	202、	203							
大鱈町	502、	503、	504、	505、	506、	507、	508、	510、	515、	516、
	517、	522、	523、	524、	525、	526、	527、	528、	529、	530、
	531、	532、	533、	534、	535、	536、	537、	538、	539、	540、
	543、	544、	546、	556、	557、	560、	563、	564、	565、	566、
	567、	568、	574、	575、	576、	577、	578、	579、	580、	582、
	583、	584、	586、	587、	588、	589、	590、	592、	593、	596、
	597、	598								
中泊町	209、	210、	211、	212、	215、	216、	217、	222、	223、	224、
	238、	301、	302、	304、	305、	307、	308、	309、	310、	311、
	312、	314、	315、	316、	317、	318、	319、	320、	322、	323、
	324、	325、	326、	327、	330、	331、	332、	333、	334、	335、
	336、	337、	349、	351、	352、	361、	369、	370、	580、	581、
	584、	585、	586、	587、	588、	589、	590、	591、	592、	593、
	594、	595、	596、	597、	599、	635、	636			

平川市	704、 717、 729、 743、 757、 771、 782、 793、 1056、 1067、 1080、 1091、 1101、 1112、	708、 718、 730、 748、 758、 772、 783、 794、 1057、 1068、 1081、 1092、 1102、 1113、	709、 719、 731、 749、 759、 773、 785、 795、 1058、 1071、 1082、 1093、 1103、 1114、	710、 720、 732、 750、 760、 774、 786、 1049、 1059、 1072、 1083、 1094、 1104、 1116	711、 721、 733、 751、 761、 776、 787、 1050、 1060、 1073、 1084、 1095、 1105、	712、 722、 735、 752、 765、 777、 788、 1051、 1061、 1075、 1086、 1096、 1106、	713、 723、 736、 753、 766、 778、 789、 1052、 1062、 1076、 1087、 1097、 1108、	714、 724、 737、 754、 767、 779、 790、 1053、 1064、 1077、 1088、 1098、 1109、	715、 727、 741、 755、 768、 780、 791、 1054、 1065、 1078、 1089、 1099、 1110、	716、 728、 742、 756、 770、 781、 792、 1055、 1066、 1079、 1090、 1100、 1111、
鱒ヶ沢町	1、 2034、 2053、 2073	2、 2035、 2054、	3、 2036、 2055、	4、 2037、 2056、	9、 2038、 2057、	10、 2039、 2065、	2030、 2040、 2066、	2031、 2046、 2067、	2032、 2047、 2071、	2033、 2048、 2072、

別表2

市町村	林班名									
つがる市	402、 443、	410、 446、	413、 448	418、	422、	426、	430、	434、	437、	442、

別表3

市町村	林班名									
五所川原市	542、	546、	569、	574、	575、	638				
弘前市	27、 38、 333、	28、 39、 334、	29、 40、 335、	30、 41、 336、	31、 42、 337、	32、 44、 390、	33、 45、 395、	34、 46、 397、	35、 326、 407	37、 332、
黒石市	1024、	1025、	1028、	1030、	1036、	1045				
深浦町	3036、 3097、 3114、	3038、 3099、 3115、	3041、 3100、 3116、	3042、 3101、 3117、	3046、 3104、 3118、	3087、 3109、 3119、	3088、 3110、 3120、	3089、 3111、 3121、	3091、 3112、 3122	3092、 3113、
西目屋村	107、 140、 156、 170、	116、 141、 157、 171、	117、 142、 158、 172、	119、 149、 159、 173、	120、 150、 160、 174	121、 151、 165、	122、 152、 166、	131、 153、 167、	132、 154、 168、	133、 155、 169、
大鰐町	565、	572、	586							
中泊町	606、 617、 627、 777	607、 618、 628、	608、 619、 629、	610、 620、 630、	611、 621、 632、	612、 622、 633、	613、 623、 634、	614、 624、 636、	615、 625、 775、	616、 626、 776、
平川市	725、 1096	726、	727、	728、	1063、	1066、	1068、	1069、	1070、	1095、
鱒ヶ沢町	2037、 2052、 2063、 2088、	2038、 2053、 2064、 2089、	2039、 2054、 2074、 2090	2041、 2055、 2075、	2042、 2057、 2078、	2043、 2058、 2079、	2044、 2059、 2084、	2045、 2060、 2085、	2048、 2061、 2086、	2051、 2062、 2087、

別表4

市町村	林班名									
五所川原市	542、	546、	569、	574、	575					
弘前市	27、 38、 336、	28、 39、 337、	29、 40、 390、	30、 41、 397	31、 42、	32、 44、	33、 45、	34、 46、	35、 326、	37、 334、
黒石市	1024、	1025、	1030、	1045						
深浦町	3046、	3088、	3091、	3097、	3109、	3110、	3111、	3121		
西目屋村	117、	119								
中泊町	606、	610、	619、	636						
平川市	1063、	1066、	1068、	1069、	1070、	1095、	1096			
鱒ヶ沢町	2037、	2038、	2039、	2055、	2057、	2074、	2075			

別表5

市町村	林班名									
五所川原市	8、 27、 115、 148、	9、 28、 118、 149	10、 32、 121、	11、 104、 122、	12、 106、 142、	13、 107、 143、	16、 108、 144、	17、 109、 145、	19、 110、 146、	20、 113、 147、
弘前市	22、 320、	25、 393	26、	27、	28、	31、	32、	35、	46、	316、
黒石市	1012、 1043、	1013、 1044	1014、	1020、	1021、	1022、	1023、	1037、	1041、	1042、
深浦町	3046、	3079、	3082、	3083、	3084、	3085、	3109、	3110、	3114、	3119
西目屋村	118、 181	162、	163、	164、	174、	175、	176、	177、	178、	180、
大鰐町	543									
中泊町	219、 616、 635、	221、 617、 636、	346、 618、 778、	595、 620、 779、	596、 623、 780、	601、 626、 781、	602、 628、 782、	607、 629、 783	611、 630、	614、 631、
鱒ヶ沢町	2036、 2055、 2077	2037、 2056、	2038、 2057、	2039、 2058、	2040、 2059、	2041、 2060、	2042、 2061、	2043、 2074、	2053、 2075、	2054、 2076、

別表6

市町村	林班名									
五所川原市	11、	16、	104、	106、	110、	142				
弘前市	27									
黒石市	1020、	1021								
深浦町	3082、	3110								
西目屋村	118									
中泊町	778									
平川市	1062、 1081、	1063、 1082、	1065、 1083、	1067、 1084、	1072、 1089、	1075、 1091、	1076、 1093、	1077、 1095、	1078、 1096	1079、
鱒ヶ沢町	2036、	2038、	2053、	2054、	2055					